

6月13日(3日目)

1.開議並びに散会時刻  
(自午前10時一 至午後4時59分)

2. 応招議員は次のとおりである。

|                  |                |
|------------------|----------------|
| 1 番 伊 保 清 安      | 2 番 天 久 盛 雄    |
| 3 番 石 川 真 六      | 4 番 渡 名 嘉 廉 仁  |
| 6 番 瑞 慶 覽 朝 村    | 7 番 比 嘉 盛 榮 信  |
| 8 番 又 吉 正 弘      | 9 番 棚 原 憲 信    |
| 10 番 稻 嶺 正 康     | 11 番 安 次 富 盛 信 |
| 12 番 大 川 昇 寛     | 13 番 知 名 朝 司   |
| 14 番 崎 間 正 寛     | 15 番 仲 村 春 仁   |
| 16 番 武 島 行 男     | 17 番 佐 喜 真 弘   |
| 18 番 比 嘉 義 定     | 19 番 宮 城 盛 昌   |
| 20 番 伊 佐 徳 次 郎   | 21 番 仲 村 盛 光   |
| 22 番 古 波 蔵 清 次 郎 |                |

3. 不応招議員は次のとおりである。

5 番 宮 里 敏 行

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員は不応招議員と同じである。

6. 市町村自治法第61条の規定により、議事説明のため出席したものは次のとおりである。

市長 島 袋 全 一 助 役 沢 岨 安 一  
総務課長 吳 屋 好 永 財政課長 仲 村 春 信

住民課係長 知念和夫 民生課長 当山全善  
経済課長 伊佐友誠 観光課長 古波蔵信三  
都計課長 島村善幸 土木課長 島袋善信  
水道課工務係長 金城健栄 消防団長 大城仁幸

7. 議会事務局職員の出席者は次のとおりである。  
事務局長 末吉健男 書記 島袋真由

8. 議事日程は次のとおりである。

- 日程第1. 議案第36号 宜野湾市水道事業に市町村公  
管企業法を適用する日定める条例について
- 々 2. 議案第40号 宜野湾市水道事業組織条例  
について。
- 々 3. 議案第41号 宜野湾市水道事業職員の給与  
の種類及び基準を定める条例について。
- 々 4. 議案第42号 宜野湾市水道事業の業務の状  
況の報告に関する条例について。
- 々 5. 議案第43号 市長の承認を受け取得及び  
処分をなす宜野湾市水道事業の資産に  
関する条例について。
- 々 6. 議案第44号 宜野湾市公管企業の契約方法  
の特例に関する条例について。
- 々 7. 議案第56号 宜野湾市水道事業基本計画に  
ついて。
- 々 8. 議案第49号 1967年度宜野湾教育区入  
出補正予算
- 々 9. 議案第52号 宜野湾区教育委員会職員  
の給料及び旅費諸手当に関する規則の一部改  
正について。



- 々 10. 議案第53号宜野湾区教育委員会報酬及び  
費用弁償の額並びにその支給方法を定める規  
則の一部改正について。
- 々 11. 議案第54号宜野湾区教育委員会事務局職  
員並びに雇傭人(栄養士、事務補助員、学校  
世話人)の退職給与金積立規則について。
- 々 12. 議案第55号宜野湾区教育委員会栄養士の  
任免並びに配置に関する規則について。
- 々 13. 議案第50号宜野湾市上水道給水条例に  
ついて。

|    |  |
|----|--|
| 議長 | 出席17名、欠席5名であります。市町村自治法第53条の規定により議会は成立致しております。よって只今より本日の会議を開きます。  |
| 議長 | 暫く休憩致します。(午前10時1分)   |
| 議長 | 再開致します。(午前10時5分)   |
| 議長 | 日程第1、議案第36号宜野湾市水道事業に市町村公営企業法を適用する日定める条例についてを上程致します。  |
| 議長 | 暫く休憩致します。(午前10時6分)   |
| 議長 | 再開致します。(午前10時7分)   |
| 議長 | 本案に対する提案者の趣旨説明を求めます。   |
| 助役 | 公営企業法が立法されたのが1957年11月1日になっております。この法の適用を受ける条件と致しまして、第2条に水道事業法が30人以上と云う規定がございます。本市の水道事業におきましては、この条項によりまして、公営企業法の適用を必然的に受けなければいけません。ことになりまして、ここに立法されてから相当の経過年数を要しておりますが、来る7月1日からこの立法による運営してまいりたいと云う趣旨であります。 |
| 議長 | 本案に対する質疑を許します。   |



|    |   |
|----|---|
| 議長 | 暫く休憩致します。(午前 10 時 10 分)   |
| 議長 | 再開致します。(午前 10 時 12 分)   |
| 議長 | 質疑もないうちでありますので、質疑を打切る事に御異議ございませんか。                              |
|    | (異議なしと呼び)   |
| 議長 | 御異議ございませんので、質疑を打ち切り、討論を行います。                                    |
| 議長 | 討論もないうちでございますので、討論も省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。                   |
|    | (異議なしと呼び)   |
| 議長 | 御異議ございませんので、討論を省略し、採決に付します。                                     |
| 議長 | 議案第 36 号、宜野湾市水道事業に市町村公営企業法を適用する日定める条例について、原案通り可決する事に御異議ございませんか。 |
|    | (異議なしと呼び)   |
| 議長 | 御異議ございませんので、左様決定致します。   |
| 議長 | 日程第 2、議案第 40 号、宜野湾市水道事業組織                                       |

|    |  |
|----|--|
| 議長 | 条例についてを上程致します。   |
| 議長 | 理事者の趣旨説明を求めます。   |
| 助役 | <p>公営企業の適用を受けるときは、第7条に原則的に管理者をおくと、そして管理者の下にその組織をもつてあります。この場合に去つた臨時議会で諮問を致しまして、水道部を置くと言う諮問の答申を受けてあります。それに従ひまして今回公営企業施行と共に水道部を設置したいと言う意思の提案であります。それから経過規程と致しまして、現在水道課におります職員が別に任免の発令がない場合には、公営企業法の適用により7月1日からはその法に従つて任免をされたものとみなすと言うような経過規程を添えてあります。</p> |
| 議長 | 本案に対する質疑を許します。   |
| 議長 | 暫く休憩致します。(午前10時15分)  |
| 議長 | 再開致します。(午前10時18分)  |
| 議長 | 質疑もないようでありますので、質疑を終りなと思ひますが、御異議ございませんか。  |
|    | (異議なしと呼ぶ)  |
| 議長 | 御異議ございませんので、討論に入りなと思ひますが、討論もないようでありますので、討論を終り  |



議長 まして採決に付れないと思っておりますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長 御異議ございませんので、採決に付します。議案第40号宜野湾市水道事業組織条例について原案通り可決することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長 御異議ございませんので、左様決定致します。

議長 日程第3議案第41号宜野湾市水道事業職員の給与の種類及び基準を定める条例についてを上程致します。

議長 暫く休憩致します。(午前10時20分)

議長 再開致します。(午前10時21分)

議長 本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

助役 提案理由にありますように企業法の37条の3項によりまして、企業職員の給与の種類基準を定めなければいけないうことになりまして、これに基づいて提案致している訳であります。内容におきましては、政府が示しておるとこの標準準則と那覇市の今回制定を準備しておりますとの条例を

|     |  |
|-----|--|
| 助役  | 参考に致しまして、殆んど那覇市のものをそのまゝ那覇市を宜野湾市にかえて全く同じ内容のものであります。   |
| 議長  | 本案に対する質疑を許します。   |
| 1番  | 特殊勤務についてでありますか、勤務の手当を支給するとありますか、これは( )。  |
| 助役  | これは規則を制定致しまして、宜野湾市職員の給与に関する条例を適用すると言う規程を制定したいと言う考えであります。それに特殊勤務は別表をつくらなければいけない訳であります。一般会計のものと同様特殊勤務においてはその内容が相違するとこゝが、あります。その分は新たに規程を設けた意味であります。                               |
| 11番 | 議案第32号宜野湾市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例 <del>の</del> について、この条例とはどう云う違いが内容にありてありますか。   |
| 助役  | 32号宜野湾市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例との関連についてでございますが、この公営企業法にありまじやうに企業職員の明確な表示はまだされておきませんが、企業職員といつますと、水道部の管理職それから経理人事関係の職員を除いたのが、常識的に企業職員だと言うふうな一応見解であります。また法に明確な制度がなり、誤でありますか、先ず企業職員と言う |



助役 事になりますと、現在の沖縄の法には地方公務員法と云うのがありませんが、本土の場合に地方公務員法と云うのがありまして、又それに対して、企業職員の公務員法と云うのが、これが又別個にありまして、それを想定して公営企業法は制定されたという訳でありますか。現在のところ沖縄にはありませんけれども、どう云う関連法令がござりますとこの32号とは別個な勤務形態なものはその他の条件が新たに加わってくる事が予想される訳です。

11番 その内容においてはどう違いますか。各種手当の支給の面について。

助役 現在沖縄立法がありませんか。はっきり明確に今のところどうなるんだと云う事は云えない訳でありますか。一応現在の一般事務部職に対する職員の取扱いと現在において差別をつけてはいけないんじゃないかと云う考えを持ってあります。

11番 おっしゃる事は同一取扱いをするという訳ですかね。

助役 そうです。

11番 集金についてですか。一応委託制を採用するんだと云う線を打出してありまして、これについてはこの条例は全然関係づけられない訳ですかね。

助役 そうです。委託になりますと職員ではありませんか。全然この条例の適用は受けません。いの中、ある委

助役 託契約において相手とのつながりがある訳でありまして、職員と云う身分とは全然関係ない訳であります。

11番 そうしますと別に規程を別に定めると云う訳ですか。

助役 そう云う事です。契約に関するいわゆる契約業務を行なうための規則を制定しましてそれについての権利義務を契約によつてなると云う事でありまして、職員関係のつながりは全然ない訳であります。

11番 第8条夜間勤務手当でありますか。これは労基法で云うところの深夜業手当それに属するものであるかどうか。

助役 そう云う考えであります。基準法を想定したものであります。

11番 午後10時から深夜業の手当を125%支給すると云う事になっておりますが、あえてそれを行う必要があるかどうか。

助役 2の外の条項もあえて行うわけなくても11条項で基準法にある条項でありますか。明確にせよと云う意味で外の条文も殆んど基準法にある条文であります。しかしこれを明確にしておいてどこに見解の相違とか職員と管理者との間にございませぬこれによって明確にしておけば事は起らぬ、いやないかと、そう



|     |   |
|-----|---|
| 助役  | さう考え方があります。   |
| 11番 | 明確にするとさう考え方でやるならば何故あえてその率、手当支給の率をはっきり明示しないかと申し上げるのは労基法でさうとこの125%とさうのは最低基準であります。125%以上は幾らでも支給していいとさう誤であります。これからすると125%以上でも支給がさるとさう条文のうたい方になっておりましたね。 |
| 助役  | これはさうさう意図はありません。基準法の定める最低基準と云えば最低基準ですが、その通りを実施するとさう前提であります。   |
| 11番 | とさう事は最低125%とさう誤ですか。   |
| 助役  | 深夜になりますから150%です。  |
| 11番 | しかしこの条文からすると150%以上でも支給する事ができるような条文になっていさ誤ですかね。それについては。  |
| 助役  | これは支給するとさう意図を示したものであります。いわゆるこれ以上やるんだとさう関連はなとさう見解をもちますか。   |
| 12番 | 12条についてお伺いします。休職者の給料、職員が休職にされたときは、その理由を考慮して給料を支給することかできる。について説明をお願いします。   |

助役 これは規則として、職員、宜野湾市の職員の給与に関する条例を適用すると云う規則を制定しますので、いわゆる現在の給与に関する条例にありき通りを適用したいと云う考え方であります。と云いますのは、休職する場合に2ヶ月間が全額です。

12番 休職されたときとはどう云う意味ですか。

助役 これはいわゆる職員が公務上負傷し、又は公務に出勤して、病気にかかった職員についての病気を想定している訳です。

4番 14条の非常勤職員と云うのはどう云う仕事をしている訳ですか。

助役 これは現在ありますのは、常勤的非常勤と云う職員が1人ありますが、将来もこの云う事が有り得るかもしれないと云う事を想定している訳です。

4番 今おると云うのは。

助役 これは普通の事務であります。

議長 暫く休憩致します。(午前10時37分)

議長 再開致します。(午前10時45分)

議長 本案につきましては質疑の段階で継続審議



議長 と致しなさいと思ひますが、御異議ござりませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長 御異議ござりませんか。左様致します。

議長 日程第4、議案第42号、宜野湾市水道事業の業務の状況の報告に関する条例について上程致します。

議長 暫く休憩致します。(午前10時45分)

議長 再開致します。(午前10時46分)

議長 本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

助役 この条例は提案理由にありますように、公営企業法の38条によりまして、管理者から市長に報告をする義務づけを規定した条例になっております。その内容は財政状況の公表の義務になっております。この市長が年々これを公表しなければいけません。と云うものと関連づけられてその財政状況を主に内容を業務の概況、経理の状況その他管理者において必要と認める事項と3項を義務づけしております。財政状況の公表の義務を負わせて市長が負っておりますので、これを公表する目的のものがあります。

議長 本案に対する質疑を許します。

19番 3条第3項であります。その他管理者において必要と認める事項となっておりますが、必要であるかないかは管理者が認めない限りでない訳ですか。

助役 裁量権があると云う事には条文上となります。

19番 例えば議会がその或る事項に関して必要であると思うけれども管理者は必要でないと思う時には、これはどうなりますか。

助役 いや、これは市長に対する報告であります。

19番 市長は必要であるけれども管理者は必要でないとする場合にはどうなりますか。

助役 必要と認めれば提出を求めざる事はできる訳です。

議長 暫く休憩致します。(午前10時50分)

議長 再開致します。(午前10時51分)

3番 第3条の2項、経理の状況とありますが、これは財務諸表であるという意味に解釈していいですか。

助役 そう云う意味であります。



議長 暫く休憩致します。(午前10時52分)

議長 再開致します。(午前10時55分)

議長 本案につきましては質疑を終りたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長 討論を省略致したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長 御異議ございませんので、討論を省略致しまして、採決に付します。議案第42号、宜野湾市水道事業の業務の状況の報告に関する条例についてを原案通り可決する事に御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長 御異議ございませんので、左様決定致します。

議長 日程第5、議案第43号、市長の承認を受けた取得及び処分をなすべき宜野湾市水道事業の資産に関する条例についてを上程致します。

議長 暫く休憩致します。(午前10時56分)

|    |   |
|----|---|
| 議長 | 再開致します。(午前10時57分)   |
| 議長 | 本案に対する提案者の趣旨説明を求めます。  |
| 助役 | この条例も企業法の33条但し書きによりまして、制定しなければならぬ条例になっております。内容と致しましては水道管理者は或る程度その法の9条によりまして水道事業の運営面に各々権限を付与されている誤であります。しかしその資産の処分に当りましては或る程度の限度を定めまして市長の承認を受けなければいかなぬような規定を当然法にもあります通りやるべきであります。その価格についてはここに提案してありますのは取得におきましては5000ドルそれから処分につきましては1件につき1000ドルと云う金額を呈示してござります。取得の5000ドルの標準につきましては準則には1000ドル。処分については200ドルとなっております。がここに5000ドルに上げた理由は管理者の業務を時期にマッチして適切に運営させるためには或る程度権限を増やした方がいいと。と申しますのは契約について議決対象になりました供給物品の対象が5000ドル以上となっておりますので議会の議決を要するものと標準にしております。処分につきましてはその価格が今のところはつきりした標準がござりませんか。一応その5分の1.1000ドルが適当でないかと云うふうな提案になっております。と申しますのはこの管理者の権限は直接市長に直結致しまして |



助役 助役には代決権も全然ございません。どう云う関係でいわゆる市長の役所内におる時間と云うのは非常に極限されまおれ。市長がいないと業務の執行もできないと云う事が想定されまおるので、或る程度準則よりは引上げてあります。

議長 本案に対する質疑を許します。

16番 この案の2条と条例の議会の議決又は選挙人の投票に付すべき財産營造物又は議決に付すべき契約に関する条例の2条の8項。これとはどう云う関連性があり

16番 水道事業(条例にモ)あるたゞうけ送水  
どもそれはちゃんと9項にある又水道  
事業施設は8項にあります。(議案契約  
14項あり) 条例の107頁で可ぬ結局1件  
5,000ドル(←→)以下の場合には  
結局は単独でできるというふうにこれで  
はなりますけれども、しかし条例では水  
道施設取得の場合は議会の議決  
を経なければならぬと、その二つの  
関連はどうあるのか。

助役 御説明申し上げます。2条の場合には  
財産又は营造物の取得といいますと、設  
置又は処分でありますか、この場合に  
この条例をそのまま現在の場合非常に  
適用について疑問点を持ってあります  
かと申しますのは取得設置処分とい  
うことになると水道事業全体を指すのか、  
或は水道事業の一施設を指すのか、  
これについて非常にいろいろ疑問を生  
ずるんじゃないかと思っております。これは  
改正 ~~する~~ する必要があるんじゃないか  
と考えております。と申しますのは水道  
事業施設ということになりますと或は  
地点に給水施設をやりますと勿論  
今の場合は予算と契約に關しましては  
議会の議決の対象にして議決されてお  
りますか、設置とものが意思決定が  
必要であるかどうか非常に疑問がある



助役 誤です。そのもこの条例の通り解釈するならば例えは野嵩に水道管一本引くにも議決が必要というふうな解釈が生まれて来るといふことはないかと。さういふふうには考えられます。これは今は私達の考えは5条の2号。予定価額5000ドル以上の物件 労力その他の供給又は予定賃貸料 年額又は総額1,000ドル以上の財産の貸与いかゆるこの物品の供給契約を對象にしての提案でござります。

16番 非常におかしいと思ひます。

助役 2条の場合には

16番 結局どうすれば2条に( ) 厳然としてさういふ条例があるにいかかりずそれが2条を改廢するまでは。これはあくまでも生きていますよ。それとそれとどう関連します。2条を改正するという意思があるならば当然歩調を揃えてこの条例そのものを制定すればそれは生きてしょうけれど2条はあくまでも生きています以上は。

助役 今までの経過が実際には解釈としては水道事業全体というような一応解釈で現在では進んで来ている訳です。

|     |  |
|-----|--|
| 16番 | 物品供給の事項というように解釈する<br>という自体がどっちもおかしいんじゃない?<br>すか。   |
| 助役  | 今の提案しているのは一応そういう意思<br>であります。   |
| 16番 | それは貴方の考え方はどうであるとい<br>ってあるけれども結局はこれは曲げ<br>られますよ。又条というものが生じてこれ<br>はちゃんとこれに拘束されているんじゃない<br>ですか。 |
| 助役  | 又条解釈は水道事業施設全体を指<br>しているという解釈で進んでいる訳ですか。<br>これはどっちにも解釈できる訳ではあり<br>ます。条文からした場合に。               |
| 16番 | これを生かそうと思えば貴方方がこ<br>れを改正しようという意思があるなら<br>は同時にやるならばそれは承認できる<br>けれども( )そんな条例のつくり<br>方はないですか。   |
| 助役  | 又条は今道ぐは準備はしてありませ<br>ん。   |
| 16番 | これはできないうといふことですか。  |



|    |   |
|----|---|
| 3番 | どうして( ) 1,000ドル、200ドル<br>ではないんですか、5,000ドル、1,000<br>ドルに持つていないのは詳しく説明<br>願います。  |
| 助役 | この金額をあげられたのは、一応業を<br>スムーズにやり度いという考えでと申しま<br>すは、資材を購入したり、或いは施設を<br>改善する場合もこれに入りますので、い<br>いる件数は相当の件数にのぼるんじや<br>ないかと思ひます。1,000ドルの場合には<br>その場合に管理者が執行する場合に<br>市長の決事をもらつても別に業務上はそ<br>んなに必要は来たさなないと思ひます<br>けれども一応できるだけその建設<br>面を迅速にさせる為には5,000ドルに<br>あげた方がいんじやないかという<br>解釈でありまして、別に |
| 3番 | しからず( ) 資産というふうな<br>( ) 先程の説明にいう通り、それは<br>物品だけを意味するという説明にしても<br>提案者の趣旨が或いは制定者の趣旨<br>がどうであれ一人制定された場合には<br>条文は効力の基準になります条文<br>は、解釈は条文の通りであつて制定者<br>の意思とか提案者の意思とは無関<br>係になります。更に今先スムーズにと<br>4  |

3番 云々の様な事があります。資産の取得或いは処分はそんなに頻繁に起る問題ではないはずであります。少なくとも1ヶ月を過ぎて出勤する度に取得或いは処分に関する手続をせねければいけません。といった水道事業ではないはずであります。更に又例え100歩譲歩して毎日という位取得処分に関する決り手続があったとしても管理者と市長との所在地が毎日東京と沖縄とかヤンバルと島尻とかといったようにかけ離れておれば先づ( )も少し位は納得できますが、原則として管理者が管理事務所、市長が市長室にそこに坐っているのが当然です。そこに居られない場合には外に出かけていかなければならない用事がある為であって外に出かけていかなければならないという用事もどう頻繁にあるはずはありません。という事を考慮に入れました場合には又4-3に事を運ぶ処理する為には1000ドル、2000ドル、3000ドルの金額を処分取得に關しても、いよいよ市長の決りを経なくちゃいけない。というのは思われない。という考え方は成り立たないと思えます。5000ドルという事はこれは準則の5倍にもなる。具体的に申上げると、4999ドルまでは管理者の即決処



3番 分であると。そうでしょう。従つて助決  
処分の専決処分にてまゝのは4999ドル  
までは専決処分にてまゝというように  
これはなっております。専決処分にてま  
る資産の評価の額としては桁外れに  
高過ぎます。ですから桁外れに高いと  
いうのは、それ相当の理由がなければ  
通らないはずで。今の説明の様に  
市長の決裁をいちいちあかぐのは、わ  
ずらわしい。或いはその為には別に管理者  
の管理面としての職務に支障を与え  
る影響もないはずで。にも拘らず  
5000ドル準則から5000ドルから  
~~遙~~遙かに超えてもつてまゝのは助役  
でなく市長にもう一度説明をお願  
いします。助役の説明と同じでこれは  
同じもおかまいません。

市長 助役が説明した通りであります。管理  
者で水道課の管理者をやって或る程  
度事業を進めて事業がスムーズに行く  
といったようなことからそういう具合に  
してあります。

3番 しかし準則の1000ドルに別に拘  
らなくとも結構ですが市長の決裁範  
囲を5000ドル以上というふう  
にしてあげるのは先程助役の説明の  
あるとまゝの115,300ドル、4000

|    |   |
|----|---|
| 3番 | <p>ドルの取得に関する手続も市長の決<br/>     才を経たおさんであればスムーズに<br/>     管理者としての業務管理ができてい<br/>     る。これが唯一の理由です。先程の説<br/>     明と同じでありまして今の市長の説明で<br/>     ありまして助役の説明はどういうふう<br/>     なっておりますか。</p>  |
| 市長 | <p>管理者の権威を持たずには或いは<br/>     今後水道事業が頻繁にその工事関係<br/>     とか工具とかいったものが頻繁に起<br/>     って参りますので或る程度の権威( )<br/>     が必要だ方がいいんじゃないかとい<br/>     う考え方があります。</p>  |
| 3番 | <p>市長は権威という言葉権威そのもの<br/>     に非常に魅力があるような印象を受<br/>     けています。権威なるものはどこに何々とい<br/>     って飾ったから権威がつくんじゃない<br/>     ですか。誠意を持って与えられた業務を遂<br/>     行する或いは与えられた任務を合理的<br/>     的に遂行する。そうした結果に因って<br/>     生まれて来た結果が真の権威があり<br/>     ます。何もせずに権威というものは存在<br/>     しません。それは絵に書いた餅であり<br/>     ます。ですから権威というのは、それと<br/>     は無関係であります。幾ら市長が<br/>     権威に興味があるのかはわかりません。</p> |



市長 どれは仰せの通りであります。その権威と申しますのは水道課の管理者部長といふことにそれでは責任( )を持たせようというふうなことであります。その誠意を持って仕事をすることゝこれが最も大切なこととあります。

3番 水道事業の運営者として管理者の肩書を持ってゐることは、それ自体水道事業の権威者であります。更にその他に資産の取得その他金額の問題までからまなければ権威が維持できなるとすれば、その水道事業は先が危ぶまれます。過去に於いてもそのような実績がありますだけに案件に対する提案者の意向、こういった5000ドルの枠を拡大した真意を一つは質疑でありますから、今先の助役と市長の説明で市長と助役の考え方が解りましたので質問を終わります。

議長 本案につきましては質疑の段階で継続審議にしたいと思つて御異議ございませんか。

(異議なしと叫ぶ)

議長 御異議ありませんので、左様致します。

|    |  |
|----|--|
| 議長 | 次は日程第6議案第84号、宜野湾市水道事業の契約方法の特例に関する条例についてを議題と致します。   |
| 議長 | 暫く休憩致します。(午前11時16分)  |
| 議長 | 再開致します。(午前11時18分)  |
| 議長 | 本案に対する提案者の説明を求めます。   |
| 助役 | 御説明申し上げます。この条例は企業法の34条第1項但し書の規定に依って制定しなければなりません。条例になっていて、内容と致しましては、市の工事執行条例を適用して、市長とあるを水道事業の管理者と読み替えてその工事執行条例をそのまま適用したという内容になっております。 |
| 議長 | 本案に対する質疑を許します。   |
| 1番 | 別の条例ですか、宜野湾市水道事業の契約方法の特例というのがありますか。  |
| 助役 | ありません( )。  |
| 議長 | 質疑の段階で継続審議に致したいと思っております。御異議ございませんか。  |



議長 どうか。

(異議なしと呼び)

議長 質疑の段階で継続審議と致します。

議長 暫く休憩致します。(午前11時29分)

議長 再開致します。(午前11時33分)

議長 日程第7議案第56号、宜野湾市水道事業基本計画についての上程致します。

議長 暫く休憩致します。(午前11時33分)

議長 再開致します。(午前11時33分)

議長 本案に対する理事者の説明を求めます。

水道課長 説明申し上げます。水道事業の基本計画と致しましては、未給水地域への施設の拡充をはかると共に、現定暫定施設で給水している地域の改良整備ありに力を注ごうと思っております。これはあくまでも数字は予想でございまして、数字は刷り物で配りしておりますが、大體私達の計画は68年度には我々古地域の未給水地域と、それから現在ある部分は暫定施設で給水しております。

水道課長 07.之水の改良施設拡充をほがり、次に又真志喜地~~地域~~には給水はうちのと23がやっておりますが前に簡易水道の施設をそのまま使用して給水している状態でありまして、給水の件で満足すべき力を出してないであります。それでこれの改良施設改良で次第にやっ行こうと思っております。69年度事業としては区画整理事業に伴う第2地区普天間の地域、それから嘉敷部落への施設の拡充をくさんでいます。70年、71年は逐次の現在のお手許に配りした基本方針に沿うように計画を立てる訳であります。案としては先ず大謝各地域の場合が一度真志喜と同等の地域が一部分残っておりますので、2水の改良、それから都市計画埋立事業なんかの計画もあるようでありまして、あれともならみ合わせて計画は立てようと思っております。

議長 本案に対する質疑を許します。

16番 69会計年度に於いて、第2地区への給水をするといふんですが、それまでは第2地区は建築はさせないといふのが、市長答弁願います。

市長 答へ致します。そうではありません。



市長 これが部分的には建築は交換分合の公表を以て後は部分的には建築はできる訳であります。その分に対しては臨時処置としてやると思っておりますが、69年には本格的な施設をやるということになります。

16番 私の間きたい理由は、区画整理の水道事業というものは、あくまでも並行してなすべきであると思っております。区画整理は既にできた家も建ちはじまったあくまでも臨時的な( )であるその後には基本的な水道施設をやるというところのロスは何の程度にしろ、はかり知れぬと思っております。区画整理事業と水道事業というものは不可分の問題と考えるのが、そこらへんは市長はどう考えるのか伺いたい。

市長 予定として69年度に計画している訳であります。

3番 水道事業は5、6ヶ月前からやられていますが、基本計画はなかつたんですか。いきあたりばつちりの事業運営をなされたという意味ですか。

市長 基本計画はあつた訳であります。今年度の新しい公営企業に物事は依り

市長 まして、これが今後どうしていくという基本計画であります。

3番 これから新しく公営企業法に基づいて事業運営をしていくという観点からここに基本計画なるものを出した。そうである。そうであるならば、それは市長が必ずやるまではないですか。

市長 市長が課長にこれを命じてやっても、それがえなれと思ひます。

3番 それがえなれはずでありますか。これから公営企業法に基づく公営企業にまき替える。そしてまき替えた後の構想を述べる段階であります。それをまた就任間もない新しい課長に説明させてよるいかどうか、意欲の程度が解るような気がしますが。

12番 今先の市長の16番エムへの御答弁に依りますと、第2地区は69年から給水なさる予定ですか。この地域です。

市長 工事の計画の予定です。

12番 工事はせずに、どうして給水になりますか。



|     |  |
|-----|--|
| 市長  | だから工事の計画です。  |
| 12番 | そうなりますと、都市計画と関係する訳でございませうが、第2地区は69年以降下ないと建築はできない許可できないことになりますか。  |
| 市長  | 先申し上げましたようにこの換地分合の公表をした場合には( )して地主がこれについてということになりますと、部分的には建築もできるという訳です。その給水の工事計画として、69年度に予定している訳であります。 |
| 12番 | 水がそこへ給水されなければ、入居者はないはずですよ。そうなりますと必然的に当局がこの建築を引延ばさせということになりませんか。  |
| 市長  | 区画整理の( )から考えても、69年度に水道計画をした方がいいという予定であります。   |
| 12番 | ですから68年度中はここの建築はできないということになりますか。   |
| 市長  | 建築はできます。   |
| 12番 | 水がなければそこに建築する人はいま  |

|     |   |
|-----|---|
| 19番 | せんま。  |
| 市長  | それは暫定処置として給水はできる<br>訳であります。   |
| 19番 | この度の答弁のやりとりを聞いています<br>と臨時に応急処置としてやるという訳<br>ですね。   |
| 市長  | 部分的には臨時給水するという事も<br>できるという訳でありまして、68年度中<br>に( )の工事とにらみ合わせま<br>して、69年度に本格的な水道工事をや<br>るという訳であります。   |
| 19番 | どうして最初からこの地域は家が建つ<br>というのははっきりしている訳です。どう<br>して工事等を臨時にするのか。本格的<br>にやってみるのか。財政的面からいっても<br>むしろ一歩に完全な施設をやってみ<br>ます。そうしないという又大山、真志<br>言おりのように又改良しないといふん<br>とその為にいっても( )いす<br>と不便が出てくると思っております。 |
| 市長  | 工事の建築の工事の伸張ともにらみ<br>合わせて( )69年度に予定し<br>ている訳でありますけれども、しかしその<br>工事の伸張率によっても( )はできるかと早く  |



市長 押し進めると言うことか

19番 これは当局の意欲いかんですか。ずうと以前からお互い同志契約をやつ。建築も規制されている人はたくさんいる訳です。当局がほんとに計画を建てた場合は、そんなに待たずして( )進むやうと思つていますが、どうしてわざわざ臨時にやううという考えですか。( )臨時にやつた又これを回収し本格的にやるという事は時間的にもかえつ( )。もっと検討してやつてもらひたい。

16番 水道課と建設課は都計と水道施設という面で綿密な関係を保つているかどうか。それを聞き度い。水道課は水道事業のやりはなし。都計は都計なりのちがいはぐの何しかやつていないと。

市長 これは含まてのさういつたのからして。道路をつくる時水道栓を壊したりいろいろありますけれども常に都計と水道課との関係をとつて仕事をやつてきたいと

16番 一例を云うたれば、片方では一部の利益が逃げることからいやだとの見解もでるのだから片方の改修工事をすると

16番 いろいろと現在新しい道路をつくっている側面に道路工事と一緒に水道施設をしていくとの対比では費用の問題が相当出てくると思うんですよ。にも拘らず現在既に第2地区の場合に於いては区画街路まで着工している。その街路を又69年にほり返さなければならぬんですか。えてして今度はどこかの改修工事をするそらうんの矛盾性。計画性のなさを私はそれを都計課と水道課が連係を密にとっているということにはならぬと思うんです。実際にやっていますか。何年度にどこから道路が通るからそれだけの( )。

市長 今までの基本計画というものが本年度は何かをやってどうするという計画は勿論ありますけれどもこの( )新しく計画する公営企業法によってあります。

16番 公営企業法とあるうと。現状であるうと第2地区では既に( )は72年。既に区画街路もこの前に入札して工事に着工しているはずですよ。こういった現状にあり作らされるも69年度。次年度でいいですよ。その前ですよ。ということ自体がそらうんの方の連係があつての構想かとはいふ内得てまなりです。



16番 又、片方では改良工事のほうという  
のに片方では道路( )と水  
が綿密な関係があるとはどうしても  
納得できない。

市長 資金の問題とか、いろいろ問題はあり  
ますの7年次のために水をやっていくと  
いう款であります。

又番 予定給水のことについて旧志真志の  
タンクですね、あれと宜野湾市水道予  
定給水量と関係ありますか。

市長 水の給水との関係はござりますけれ  
ども向こうは水道公社の直接の仕事  
であります、その工事については関係  
ない款であります。

又番 工事は進まないんですよ、あれでまな  
くても宜野湾市は給水できますか。

市長 あれが5月末に完成する予定で工事  
も進められておりますけれども予定より  
随分遅れまして、まだやっていないよう  
でありますけれども、あれができません  
とマスの今普天間を通っている管と同  
してありますか、やはりは解りません  
けれどもあれがタンクと給水とは一  
致する見解になって、あります。

議長 暫く休憩致し可。(午前11時50分)

議長 再開致し可。(午前11時52分)

8番 都計課長にお伺い致し可が、先程議会で問題となっておりますが、第二地区の工事の進捗状況と水道計画という問題で論議をやっており、可が、この点についてお伺いしたい。現在進めている第二地区の都計事業につきまして、市の水道計画と致しまして、69年度も自送にしてやられるという事の答弁であるように、可が、現在の進捗状況と既に済んだ街路計画が済んでおるので、我々の考えとしまして、道路が済んだ段階で水道施設をやった方が、いいんじゃないか、ということも考えられますが、そこに於いて、市の計画が、そういう街路計画が済んで69年に水道施設をやりたいという考えで、可が、その場合は都計事業として、その以前にやった方が、或いは、そういう事業を終ってからやるべきであるか。

都計課長 お答え致し可。確かに経費の面からは同時に、先方から経費の削減にはなりますが、街路計画と水道事業は全然別個の予算であります。



都計課長 計画が一応街路は街路水道事業は水道事業とわけてあります。一応我々としては今水道事業をやつても別に支障は来たしません。もし水道が早く施工している方がいいというのであれば、それだけ早く金をかける款項ありますから水道事業にそれだけ多くの予算の不経済といひますか、そういうことを来すのであつて我々都計上の問題とは別に關係がございません。

父番 現在施工上に於きました。どういふ水道事業との連係をどういふのと一語にやらせるかどうが一本立てか部内で調整しているかどうか。

都計課長 今の第2地区ではどういふ調整といふのはやっておりません。新城地区に於いては街路工事をやる場合には何処々に水道がある引込線があると、そういうことを調査の上水道課にも前もつて連絡をして我々の工事は着手しております。

父番 であつて課長の考えでは水道工事としては同時にやった方がいいと問題は只そこは何ヶ年後にやるとする解らないかそれだけ( )をどういふ考えですか。

都計課長 そうです。

8番 今の都計課長の説明では関係ないとおっしゃっていましたが、68年度に水道施設をして都計に於いては別に支障はないというあれですか。

都計課長 水道事業が68年度に施工しても支障はないとおっしゃいますか。都市計画事業とは整地工事外の工事の路線がはびこりていますので、その変り水道事業をやる場合、整地工事をまた施工していない場合には支障を来します。

8番 今、水道課の計画に於いては69年度に計画されております。そこで69年度より早くするという事は即ち68年度に行うことですか。そこで今先之番議員の御質問に於いて水道を施設することによって都計事業道路街路工事には支障はないかとの質問に、別に支障はないと答えられておりましたが、その通りですか。

都計課長 先程私が支障はないと申し上げましたのは、一応街路工事と整地工事施工済の箇所には於いては、68年度に整地工事は全部終了しております。69年度以降は別に差支えはないと



副議長 いろいろです。

議長 暫く休憩致します。(午前11時59分)

議長 再開致します。(午前11時59分)

4番 来年度からは公営事業法を適用して、  
ハッスルするような弊印痕を受けよう  
と。方針として給水するのは全部公  
社から購入して給水するというんです  
けれど、基本方針にもうなっておりますよ  
うに企業の経済性を発揮するには自  
己水源を確保した方がいいと思いま  
すか。そのお考えはありますか。例えは  
真志喜のイーチー川ですね。あの件は  
どうなっておりますか。

市長 今の如く水道会社から全部水を買って  
給水していくという考えで進められています。  
これは経済性とかいろいろありますけ  
れども現在に於いては自己水源をや  
ります場合には相当の経費が加算し  
ますので、現在宜野湾におかれたい水  
道事業としては水道会社の水を給水  
した方が経済的にもいいと考えてお  
ります。ひとつ川は那覇上の問題は  
まだ完全に解決してありません。

議長 本案については質疑の段階で継続審

議長 議と致したいたすか、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長 御異議ございませぬので、継続審議と致します。

議長 午前の日程はこれで終了です。  
(午後12時00分)

議長 これから午後の会議を開きます。  
(午後2時1分)

議長 日程の順に従って進めさせていただきます。  
日程第8、議案第49号、1967年度宜野湾教育区才入才出補正予算を工程致します。

議長 休憩を致します。(午後2時2分)

議長 再開致します。(午後2時2分)

議長 本案につきましては、一応朗読を省きまして提案者の趣旨説明を求めます。

議長 休憩致します。(午後2時5分)

議長 再開致します。(午後2時11分)



教育委  
事務局長

1967年度教育委員会の補正予算の内容を説明し、水という事でありました。説明致し得ず。お断り申し上げますが、この前におおげしたもので昨日突然指令が参りまして建築費の中に増がございまして昨日委員会を招集致しまして、その増の補正を修正致しまして、今日亦新しく刷りましておおげしている訳であります。説明書について説明致します。才入の面第2款第2項負担金、これがから之目学校給食負担金となっております。これは各学校に於いてパン給食加工費を各学校で徴収致しまして、これを委員会に納めてそのまま又パン工場へ納める金でございます。これが当初に予定致しまして200日を完全パンミルク給食やってございせん為に、これをけ最初の予想より減る款でありまして、これは委員会としては学校から徴収を受けまして、そのうちパン工場へ支拂う金の減った分でございます。あと1ヶ月分は大体の予想でやってあります。第3款政府支出金、これは1項は政府負担金となりまして、1月の教職員給与負担金、これが28,370ドル、当初の補助金の見積りよりも増え、28,455ドル、3月の校舎建築負担金、これは当

教育委 初の見積りより昨日指令が参りました。  
事務局長 確定致しましたので、 $68$ ドル程当初より減った款であります。それ改正の計で  
 $102,532$ ドル。又自保険料負担金。これは上の1目の教職員給与と関連致します。そういう事で勿論67年度から実施  
されました医療保険でございます。  
 $450$ ドル 当初の見積りより増えた款  
でございます。それ改正計が $7373$ ドル  
トータルでございます。又項にいたしまして政府補助金。これは2目学校教育補助金  
とっております。これは当初の見積り  
 $6,837$ ドルより $5,283$ ドルふえております。ふえておりますのは備品補助金の  
増額であります。改正では $11,621$ ドル  
なる款であります。そう致しまして当初の  
才入合計 $719,691$ ドルに $31,839$ ドル  
増致しまして $751,530$ ドルとなる款  
あります。才出は第2款学校教育費。1  
項は小学校費でございます。1目教職員  
費。この修正前の金額が $307,209$ ドル  
 $14,433$ ドル増にたる款です。改正が $321,$   
 $642$ ドル。この節の方が給料の方で  
 $15,585$ ドル 小学校の給料が増えた  
款です。3目職員手当 $2,417$ ドルの減  
あります。先申上げました才入と比較  
しました一才おかしなところがこれは流  
用でありまして小学校で当初体育科の  
職員手当の中には政府補助金を支拂う



|              |   |
|--------------|---|
| 教育委員<br>事務局長 | <p>             べき支出のものに職員手当の中には退職<br/>             手当というのが含まれております。その小<br/>             学校の退職手当が当初予想より減ってあ<br/>             りますので、その外の期末手当、その他手当<br/>             についてはふえておりますけれども退職手<br/>             当の額が当初よりも非常に減ったため<br/>             にここでは減と数字はなっております。<br/>             反対に中学校ではうんとふえております。<br/>             ここでは職員手当は247ドル減となっ<br/>             ております。又日共済費174ドル増で<br/>             あります。今日旅費91ドル増。以上の<br/>             合計で差引14,433ドルは1日で増という<br/>             形でこれは全部補助金であります。<br/>             2日学校管理費30,733ドル、600ドルの<br/>             減であります。600ドルは当初予算に於<br/>             てまゝ算定基礎の中で600ドルが重複<br/>             している為にこれを1つ減じてあります。3<br/>             日学校給食費432ドル減。この減は節<br/>             の方で12節役務費で1,147ドル。入の方<br/>             の方で申し上げましたポン加工賃の減額<br/>             であります。20節の補助金715ドル増<br/>             これは補助金の増額でございます。又<br/>             日教育振興費1,114ドル増これは18<br/>             節の備品購入費。これも収入の方で申し<br/>             上げた備品購入費の補助金1,114ドル<br/>             増となっております。5日学校建設費<br/>             3,820ドル減。当初見積りが多かった款<br/>             であります。2項の中学校費1日の教<br/>             職員費14,478ドル増。これも節で申し上           </p> |
|--------------|---|

|              |   |
|--------------|---|
| 教育委員<br>事務局長 | <p>14 節と2 節 給料 2,910 ドル 減. 3 節 職員手当. 小学校で申し上げました職員手当の減の 2,400 に対して 11,2 スクドル大きく増となっておりますのは給料期末手当等は別 この中には退職金手当というものが含まれている為にこういうアンバランスになっております. 4 節の共済費. これは補助金でまかなわれますとこの退職年金と医療保険料補助金であります当初より 3,410 ドル 減. 3 目 学校給食費 555 ドル 減. 節では役務費 中学校の 1,020 加工賃 6,490 ドル 減. 20 節の扶助費は 9,400 ドルの増となっております. 差引 555 ドルの減. 4 目 教育振興費 4,429 ドル 増 小学校と同して 13 節 備品購入費 4,429 ドル 補助金の増. 5 目 学校建設費 3,352 ドル 増. 15 節 工事請負費 3,352 ドル 増となっております. 差引 先の管理費 600 ドル 削ったものと 22,750 款の予備費が 560 ドル 削けてありますのは備品購入補助金に対する委員会の対応費が 1 千 円 でありましたのでこれにあてる為に予備費から 560 ドルもって 22,750 には補正前の 719,691 ドル に対し. 31,839 ドルの増で改正額が 751,530 ドル となっております.</p> |
|--------------|---|

|    |                |
|----|----------------|
| 議長 | 本案に対する質疑を許します。 |
|----|----------------|



第47回 实例园

1106

議長へ再開いたします。

(午後2時37分)

- 8 番へ学校教育補助金の方が約信額補助になつておるのだが、その辺は計算方法において新しい基準ができたのであるか、あるいは又、自然増であるのか、その点と才出において、先程も御説明がございましたが、学校管理費の\$600.00が政府補助とおつしやつておりましたが、その\$600.00はしきさんのものであるかどうか、その2点だけおろかがい致します。

教育委員会会計係へ最初の方から申し上げます。この政府補助金はもちろんおつしやいますように、やがて信い近くになつております。これは当初予算において、補助金見直しますのは、政府の大体各この各市の補助金によつて、政府が当初予算において案を上程されたものうちから、大体割り出して来て大体この程度予想しなさいとあくまでも予想であつて、いわゆるこれに対しては、もちろん配布の場合には、基準をもつて政府は割り当てされる訳ですが、予算からの算定の予想しか立てておりませんしそれから、この備品のときは、政府で直接品物を購入して、現物補助になる場合とあるいは又、現金補助になる場合も二つの種類がありまして、大要この予想がたてにくいんでございます。そこでこの予想が、くるつたときは、今この観点から来ておると思ひますが、当初は政府としても、大体この備品補助金も去年の何多増とか、何多減と、まづたくこの基準にはめて、予想するといふよりもすね、あくまでも向うの指示ではあるにしてもくもをつかむ予想しかなつてないんです。実際の所補助金の予想です、これはもちろんトンネルでありましてここで、直接の差はないにしても、もちろん、もつと正確に必せにやならんと思ひます。けれども、今の所どうしてもそらいうくるいが出て来る場と、もう一点はこの直接現金補助とあるいは又、現物補助の二つに別か



れる誤差が生じるというような差額が生じて来る訳です。

- 8 番～今先、この現金補助と現物補助があると御説明でございましたが、その予定とのくるいは、現物の方がくるつておるのか、どつちの方が多いですか。

教育委員会会計係～実際は現金の方が多いです。

- 8 番～現金の方が多い。

教育委員会会計係～これも年度によつて違いますしですね。

その比率という点、あるいは、つくえ、こしかけのときはほとんど行きわたつて来ましたが、又、現金補助は減るかもしれませんが、今まで船につくえ、こしかけの現物給付があつたためにあれもここでは一応予想していたものが、現物にかわつた場合には、この補助金とは別個になつていきます。それから、先きの\$600.00のお話してございましたですね、これの件については、当初予算におきましてですね、この矯正費医、材料費というものの中にこの聴能教ゆ聴能材料費というものが、聴能教ゆが配置される所は\$300.00これだけは、その施設又は材料費ということ聴能教ゆが配置される所は\$300.00 特別に衛生費にそれに\$300.00 増して2学校、去年は、普天間小学校と大山小学校に\$300.00 ずつの\$600.00 それがいわゆる、衛生医薬品の中にも、それだけ\$600.00 加算されているのを見あやまつたてですね。又、\$600.00 下の方に説明の方に加えてあつた訳ですこれを支出で見出し出て来て、これは減にした訳でございます。

- 11 番～才出の小學校費の中の3目ですね、これは算扶助費\$715.00 これについてもう少し御説明願います。

教育委員会会計係～この扶助費は小学校と中学校両方ともございます。小学校が\$715.00 それから中学校\$94.00 の両方

増になつておりますが、これは、前年、補助金でござ  
います。この内訳はこれは、単要保蔵屋どうに對す  
る給食費でござります。

11番～これは何名分ですか、

教育委員会会計係～これは、向うから在籍の4名の在籍をおさ  
えて、補助金を交付してきますので、我々としてもそのま  
まを、それだけを補助金として、各学校へ流した訳で  
ござります。

11番～そうしますと実際に扶助の対象になつている、小学校の  
庄と教ですか、見どころが4名内に充分ある訳ですか、

教育委員会会計係～これは、扶助家ていとは別個になつておりま  
すよ、あれじやない訳ですよ、あれは扶助家ていはです  
ね、もと救済といつていましたね、救済家ていの方はあ  
れば、別個のあれですぐ現金給付であります、これはあ  
れに近いあれの上です、準です、準の分てこれは在籍の  
教でおさえられております。

11番～4名ですね、それから、中学校費の中の職員手当、先程  
退職手当だというふうに御説明がございましたが、これ  
は何名分の退職手当ですか、

教育委員会会計係～中学が2名と小学校が1名だと思つておりま  
すが、これは額も一定しませんので、当初の見積りでは  
小学校へこれだけ、大きく見たのは、勸奨退職を予定し  
てあつたのでござりますが、それが、今年度では、交付  
うけられないと、そのためにこれだけの金額のくるいが  
きておると、勸奨退職の場合は普通退職の3倍位あるん  
です。

議 長～休憩いたします。（午前2時40分）

議 長～再開いたします。（午後2時40分）



議 長～本案につきましては、質疑の段階で継続審議といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議ないと呼ぶ)

議 長～御異議ございませんので、質疑の段階で継続審議といたします。

次は、日程の第9、議案第52号宜野湾区教育委員会職員の給料及び旅費諸手当に関する規則の一部改正についてを上程いたします。一応事務局長をしてろう説させます。

議 長～暫く休憩いたします。(午前2時59分)

議 長～再開いたします。(午後3時5分)  
本案に対する提案者の趣旨説明を求めます。

市 長～御説明申し上げます。

今までの規程を先つき読み上げました通りに改正する訳ではありますが、今まで雇よう人とか、世話人とかの区別がはつきりしていなかったためにこれをはつきりさせるための改正になっております。それに、夏期手当と云つたようなものをつき加えております。学校の雇よう人の旅費等については、学校管理規則を適用するというふうになっております。別表1号については、会計係が最高\$170.00 最てい\$100.00 事務主事\$130.00 から最てい\$50.00、事務主事補が最高\$130.00 から最てい\$40.00、書記が最高\$110.00 から最てい\$35.00 ということになっております。また、詳しくは委員会の事務局長に補足説明させます。

議 長～本案に対する質疑を許します。

議 長～休憩いたします。(午後3時6分)

議長～再開いたします。（午後3時7分）

3番～只今の口頭による提案者の提案説明と書面でここに配付された提案理由とはいささかくい違っているような感じがいたしますが、私はともかく先程提案された市町村職員に関する給与の法定号級、助役におたずねいたしますがこれは121号級までプリントにはありますが、最高ですか、これは、121号までありますか、私がいろいろは法定に制定されているのは、何号級までありますか、先程ですれ、市職員の給与に関する条例の場合にですれ、号級があつた訳です。これは、法で制定された所の号級でしよう、宜野湾市独自で編成したものじゃないでしょう。

助役～宜野湾市独自のものです。

3番～独自のものですか、これはじや別に宜野湾市だけのものですね。

助役～そうです。

3番～はい、分かりました。

会計係、専務主事、それから専務主事補、書記、この4段階に分けられておりますが、現在の給与額をお願い致します。会計係がいくらか、専務主事がいくらか、現在支給している額ですれ、上から順序に従つてお願い致します。

教育委員会会計係～会計係が\$135.00であります。専務主事、専務主事補というのけ、それはありません、すぐ書記になつております。書記が\$77.00です。



3 番～それと教育委員会の事務用職員で給与はこの2種類ですか。

教育委員会会計係～書記の中に段階がございます。\$ 77.00 元  
\$ 75.00 それから \$ 45.00 です。

3 番～これには、案には、最ていと最高つまり相当はばをもちたいきを設定してありますが、原案通り可決された場合に、実際に支給額ほどの刃をおさえますか。この予算案には、どの金額をおさえて組まれておりますか、支給しようとしているのは、あくまでも次年度予算に計上されている基礎です。

教育委員会会計係～新年度予算には、\$ 170.00 それから \$ 94.00  
\$ 92.00 \$ 50.00

3 番～\$ 170.00 ということは、行政職員じゃなくて、いわゆる特別職の取入役に相当するということになりますか。今、市職員に関する条例案も出されておりますが、その案には市長 \$ 220.00 助役 \$ 190.00 取入役 \$ 170.00 という。

市 長～そうなつております。

3 番～これは、取入役と教育委員会の事務用の会計係とは、同等の格であるという見方ですか。

市 長～委員会として、そういうような見方をしておると解しております。

3 番～はい、分かりました。

1 番～現在、教育委員会の予算の範囲内において、臨時に、よう

している方がありますか、何名おられますか。

教育委員会会計係～臨時はございません。

1 番～新しく第2条に学校世話人、庶務補助員等の雇よう員に対して、給与の支給額を定めてあります。大体人員の面を検討しておられますか、何名位であると。

教育委員会会計係～これは学校に雇ようするものは、今からです。

1 番～この月額が\$ 30.00ですね。これは最低賃金にはふれませんか。

教育委員会会計係～はい、\$ 30.00 からはふれないです。

1 番～この改正規則ですか。この中に雇よう人という字がありますが、これは、雇よう人の上は普通の、用の用ですか。

教育委員会会計係～これは、従来の雇用の用とは違つておりますが、今才、新かん字では、これを用いております。

議 長～休憩いたします。（午後3時15分）

議 長～再開いたします。（午後3時15分）

1 1 番～3条の中でいふ所の雇よう人ですね。これも月額\$ 30.00 から\$ 50.00 というふうにされておりますが、何故この別表第1号の中に入れなかつたか、含くめられない理由があるかどうか、その辺について御説明願います。

市 長～これは、第1号というのは、庶務員職員を指示しております。この雇よう人というのは、常時学校で、用しております。給食関係の方々の人夫、それに世話人という



のは、直接学校の前に使ってい、小使いと云つておりましたものが、世話人になつております。

11番～ですから、何故この中に包含できないか、どうか、ということは何かしら差別をつかいしているような印象をうけますが、これに入れちやいかない理由があるんですか。

市長～これは、別表1は職員の表になつておりました。この「雇」よろ人、世話人は別個にあつかわれております。

議長～本案は質疑の段階で一応継続審議としておきたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議ございませんので、質疑の段階で継続審議といたします。次は日程第10の議案第53号、宮野橋区教育委員会報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法を定める規則の一部改正についてを審議いたします。一応庶務局長をしてろく読させます。

議長～休憩いたします。(午後3時19分)

議長～再開いたします。(午後3時25分)  
本案に対する提案者の趣旨説明を求めます。

市長～御説明申し上げます。提案理由に申し述べてあります通り経済変動その他、態勢の変化に即応して、教育行政の活動を充実させるために改正したいということになつておりますが、従来教育委員長、副委員長、外委員の報酬につきましても、議会と同額でありましたので、そういうふうなこともありまして、議会の議長、副議長、議員というふうなことで、提案をされております。それでこれにつきましても、日当その他のことについても

役所の議会の日当等に同じようになっております。よろしくお客席の御お問い合わせします。

議長～本室に対する質疑を許します。

3 番～従来教育委員の報酬は議員と同額であつた云々がありましたが、教育委員の報酬は従来議員と同額にしたのは何か根拠がありますか。議員と教育委員とは、全然基礎的にも違う訳ですが、何故同額に持つて来てあるのか。

市長～従来と申し上げましたが、理年度、それに昨年度じやなかつたかと思つております。これは地方議会の議員の報酬までは委員の報酬ももつていいというこの教育法だつたと思ひますが、これによつて一昨年から議会のものと同一に考えられて来た訳であります。

3 番～委員会も議員報酬の進まで持つて行つていいというのは何か関係法規があるんですか。

議長～暫く休憩いたします。（午後3時26分）

議長～再開いたします。（午後3時28分）

3 番～今先の市界が読み上げられたように分りました。それならばそのわく内では一向いくら支給しても差し使えないということになりますが、その空は議長、副議長、議員と同額をここに持つて来てあります。それだけ支給するのが相当である。報酬はそれだけでなくちやいかないう判断の根拠を一つ御説明願います。提案者である市長に判断の根拠と申し上げましたが、根拠上ではなくて、これだけ報酬額を定めた方が適當であるという市長の判断した処の動機その辺を御説明願います。

市長～この2～3年来委員会が議会の同額の報酬をやつて参りましたので、教育委員会としてもそのまま市界のところに



提案しておりまして、従来そういうようにやつて来たので、新年度もそういうような線で行こうということの判断しかできない訳であります。

3 番へ別に従来はそのような線であつたからというだけで、他にこれと違った理由はない訳ですね。

市 長へそうですね。

3 番へもし議長、副議長、議員が全員無報酬という条例を制定した場合には、それに従いますか。

市 長へそれでいいと思いますが。

3 番へ結局、これは増減のわくでありましてそれ以内のどの辺におちつかすのかの担当は議会が決めていい訳ですね。

市 長へはい、よろしくお答願ひ致します。

3 番へはい、分かりました。

11 番へ第2条の中にですね、1号2号3号これは前条の1号から8号の日当の支給であります、これは1号から8号まで、同じ日額であります、1号で、第1号～第8号まで、1つにまとめても、何等支障はないと思つておりますが、それについて、どうお考えですか。又、何故1号2号、3号にですか、同じ内容のものを分けなくちやいけないかどうか、御説明願ひます。

市 長へ補足させます。

教育委員会会計係へ1号から4号までは、報酬を支給しております、それから5号から8号までは報酬は支給してありません、もちろんこの今先の法知の中にも報酬を支給して

もいということになつておりますが、これは選挙管理委員会が含まれておまして、この選挙管理委員会の場合は、市の方からも報酬を受けておりますので、その他の選挙を行なうとそういう意味で選挙に従事した場合に日額だけお上げて、月額の報酬はあげないために区別してある訳であります。

11番～この内容においては、その報酬とかあるいは又、給料の支給、それとは全然別個で、只従事した場合、その職務に当つた場合に日額\$3.00ということになつて来ますので、何らそれには支障はないんじゃないかというふうに考える訳ですがね。

教育委員会会計係～それも取られますが、(取取不能)

2番～1条の中の4が、この条例は、町村の場合は\$20.00になつてはいるはずですが、この\$10.00になつてはいる理由ですわ、非常勤の監査委員、これは\$20.00にされているようですがね、それから3条を改正する場合に事務上支障はないかどうか、例えば管外の場合に事前に支払うことがあると思ふんですが、支障はないか、どうかですわ、その二点だけ。

市長～3条の方は一応支障はございません、それから監査委員の問題もこれでいいと思ひます。

議長～他に質疑もないようでありますので、本案も質疑の段階で継続審議としておきたいと思ひますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議ありませんので、質疑の段階で継続審議といたします。



議 長～休憩いたします。（午後3時35分）

議 長～再開いたします。（午後3時40分）

次は日程第11の議案第54号、宜野湾区教育委員会事務用職員並びに雇よう人（栄養士、事務補助員、~~学~~学校世話人）の退職給与金積立規程についてを上程いたします。一応事務局長をしてよろしう説をさせます。

議 長～休憩いたします。（午後3時40分）

議 長～再開いたします。（午後3時44分）

本案に対する提案者の趣旨御説明を求めます。

市 長～御説明申し上げます。栄養士、事務補助員、学校世話人の退職給与金積立の規程が今まで制定しておりませんでこれを制定する訳であります。教育公務員としての身分補償をして、将来にそなえるためにということになっております。その内容は、今先事務局長が読み上げた通りでありまして、毎年教育費から\$500.00を積立て、\$2,000.00まで、これを積立ようということと新年度から\$500.00を積立ることにはしたいという訳であります。又、それで、又、教育委員会の財政が困難な場合には、教育委員会自体でその積立を停止あるいは減額することができるといふようなことになっております。よろしくお願いします。

議 長～本案に対する質疑を許します。

1 番～これですれ、積立額を積立て、これの支給方法、これはどういふふうにお考えですか。

市 長～これは退職者が出た場合の更に、又、予算に繰り出しまして、その退職金の支給条例によつて、又、支給する訳であります。これは又、退職金支給条例は別個にある訳で

あります。

- 1 番～この場合ですわ。現在7月1日から施行した場合仮りに退職者が出た場合に逆算というのがあります。勤めてきた時点から。

市長～そうでございます。

- 3 番～この積立金の財源の説明をお願いします。

市長～御説明申し上げます。これは新年度68年度の教育費から毎年\$500.00ずつを積立ていこうと、教育費の中からこれだけは、すぐ積立金として積立ていくということになります。

- 3 番～教育費だけからですね。

市長～そうであります。教育予算ですね。

- 2 番～今まで身分を補償されたものの、身分の補償という面で退職金を積立るといことでございますが、その中に該当しないものは、例えば教育予算でろける世話人、それから、テ、エイでろける世話人というのがあると思うんだがそんなつた場合にこれも含まれるか、どうか。それから学校図書館法によつて、一応図書館の司書をおくようになつておる人だが、おいた学校に対して、まだ補助もされてない全然それに対する委員会の取扱いをいをしてない。この人の身分はどうなりますか、それも含まれているか、どうか。

教育委員会会計係～（聴取不能）

- 2 番～じゃ同じ給食区のみかない籍ですわ、学校世話人という言



を使っていますね、その中で学校でじ、テイ、エイ、で負担する人とそれから委員会で負担する人のですねこの所分に対しては、はつきりあの人達のじ、テイ、エイが負担している分の方の身分補償はないという訳ですね。

教育委員会会計係～あれは、給食区は、給食費ということで、これは、一名給食世話人といっておりますが、あれについて、この中には、含まれません。

学校図書館司書の関係はですね、これは、今年から学校側からも、委員会の負担でやつてくれということも要望がございましたが、現在教育財政需要額の中に算定の中に含まれていないために省いてある訳です。

2 番～実際は委員会の補助の形で不足分は、じイ、テイ、エイで負担しておりますが、勤務自休は今の専務補助職員以上の仕事をやつておる訳です。しかし実際上はそういうことをやつておつて、内容において、こらうおんてんからあるいはこらう身分保障がなされてんという自休が非常に問題があると思っておりますが、この問題に対しては補助をしている以上は、金額の問題じゃなくて、この分において、身分の保障を受ける何からも方法がないんじゃないかと。

教育委員会会計係～先程申し上げましたようにあくまでも市からいただくしております。教育財政需要額の算定から割り出したものでございまして、そのために今申し上げましたようにこの含まれていないために（取敢不能）更に又、世話人と申しますのけ、委員会が準備しよういたしまして、一名世話人ということであります。

2 番～その学校給食の世話人といいますかな給食費は、結局委員会の雇よう人という形で委員会から給料は出しているんでしょう。

教育委員会会計係～雇よう雇の形じゃないんです。

2 番～給料はという面でお出しておりますか、どういふ基礎で、

教育委員会会計係～何名分として、

2 番～いや、それは、給与はという段階でお出すと、給料を出す身分がある訳でしょう、職員とかあればという名目のあれで科目でお出されておりますか、

教育委員会会計係～教育補助何名分と

2 番～補助という名目ですか、これは毎て予算書はあれしますが、その面は毎て何しますが、学校図書館法でちゃんと置くようになつてはいるんだが、只算定基礎からはずれば、これは金の問題ではないはずだから任命できないというような解しやくのようですが、しかし金のうら付というのは毎ての問題でありまして、要は法で置くということになつておつてここにおいては、当然それは委員会の職員として取り扱うべきだと思ふんですが、そこには算定の基礎が増額基礎からはずされておるから身分はせんでいいという解しやくが生れる訳ですね。算定の基礎がないから、法というのは別個で任命できないという訳ですね。

議長～置く休憩いたします。(午後3時55分)

議長～再開いたします。(午後3時55分)

3 番～この案件は、退職給与金積立に関する規則であります但退職金の支給に関する規程がありますか、

教育委員会会計係～あります。



3 番～ありますか、規則として制定されている訳ですね。

教育委員会会計係～そうであります。

3 番～支給に区別することは、その場合ここにあげてある、いわゆる、学務士、専修補助員、学校世話人も対象者になつておりますか、その規定の中には

教育委員会会計係～規則ではなつております。

3 番～なつていますか、それと今までは規則があれば、退職金は給与されたと思いますが、そういう事実はありませんか。退職給付金に関するいわゆる存在する訳ですね、現在ある訳ですね、その規則を利用して、に準じて、つまりその規則に基づいて、退職金を給与したことがありますか、過去において、事例がありますか。

教育委員会会計係～事務局内の方でございませうか。

3 番～ありますか、その財源は何をまつて当てられましたか。

教育委員会会計係～予備費を更正して、補正予算で当ててやつております。

3 番～予備費からですね、支出は予備費から出された訳ですねはい、分かりました。

1 9番～ここにある、\$ 2000.00という額の説明をお願いします。

市長～人員との勘案をいたしまして、これは暫定的に\$ 2,000.00の額を定めてある訳であります。

1 9番～人員とは何ですか。

市長～人員を勘案いたしましてですね、そしてその間にこれだけ

あればいいという算定を出してある訳です。

19番～事務補助員は現在何名ですか。

市長～補足させます。

19番～2名ですか、榮譽士は何名ですか、2名ですか、世話人は何名ですか。

教育委員余金計係～7名です。

14番～余計係にうかがいますが、もしもこの退職金給与積立規則をですれ、66年度予算が可決された場合には、毎年 $\$500.00$ 以上は積立しなければいけない訳です。そうしますと68年度予算には $\$406.00$ しか計上されていないんですけれども、 $\$94.00$ はどこから流用する訳ですか。

教育委員余金計係～5名です。

議長～休憩いたします。(午後4時)

議長～再開いたします。(午後4時)  
本堂につきましては、一応質疑の段階で継続審議といたしたいと思いますが御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議ございませんので、質疑の段階で継続審議といたします。次は日程第12、議案第55、宜野湾区教育委員余金榮譽士の任免並びに配属に関する規則についてを上程いたします。一応事務局長をしてろう読させます。

議長～休憩いたします。(午後4時)

議長～再開いたします。(午後4時3分)



本案に対する提案者の趣旨説明を求めます。

市長～御説明申し上げます。

栄養士の任免並びに配膳に関する規則が今までござい  
ませんので、これを制定いたしまして、学校給食が充分な  
されるようにしたいと考えております。

現存は普天間小と大山小に1人ずつ配膳しておりますが  
将来センターを造つた場合に、そのセンターに1人ずつ  
配膳するといったようなことで提案をしております。以  
上であります。

議長～本案に対する質疑を許します。

議16番～2条の方で区立の小学校において完全給食云々がありま  
すが、中学の場合は考えられていないのか、それとも中学  
をやらずに給食センターを造ろうという計画なのか、そ  
こら辺を御説明願いたい。只これは小学校という限定さ  
れておるから、これはどういう意味ですか。

市長～これは中がぬけておりますので、小中学校になつており  
ます。

議長～置く休職いたします。（午後4時6分）

議長～再開いたします。（午後4時14分）

本案につきましては、質疑もつきたようでありますので  
質疑を終ることに御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議長～御異議ありませんので、質疑を終り討論を許します。

議長～討論を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

議長～御異議なしと認めます。よつて討論を省略いたしまして採決に入ります。

議長～議案第55号、宜野湾区教育委員会栄譽士の任免並びに配属に關す上程則ちについてを採決いたします。原案通り可決することに御異議ございせんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議ございせんので左様決定いたします。

議長～休憩いたします。(午後4時15分)

議長～再開いたします。(午後4時28分)  
議案第50号、宜野湾市上水道給水条例についてを上程いたします。一応市警局長をしてるう読させます。

議長～暫く休憩いたします。(午後4時31分)

議長～再開いたします。(午後4時35分)  
本案に對する提案者の説明を求めます。

市長～従来の条例を廃止して、供給条件等を明確に規定するため水道法第14条の規定により提案している訳でございます。その条例の中身については、局長の金城くんから説明させることにいたします。

金城係長～代つて、御説明申し上げます。今度の公営企業法による水道条例を昨府から申附がございまして、主にこれに準じて作成されたものでございます。内容につきましては、給水区域が現在まで市一円とされていたのを今度公営のためもしくはりん接する区域において、どろうしても、是非必要であるという場合には、多少地域



外にも、給水区域を広げるように勸奨されております。大体従来とほとんど変わりはありませんが、手数料の方でずい分変動がございます。従来検査手数料とか、あるいは、工事手続検査手数料とそう云つた面が全然今までなかつたのを今工事の資材検査手数料そういうをつけ加えてございます。その面につきましては、宜野市におきましては、水道公社から給水施設の移管とか、そういうものがございまして、当時施設が経費の節減を余り計りすぎたために非常に内部施設が悪い管材が使われていると、そういう面から申しましても、是非そういう給水施設の整備をけからなければならぬと思ひまして、この度施設の整備という意味からこれを徹底的に検査をし完全なる施設に持つていきたいとそう考へてこれをつけ加えてございます。

それからこれは従来まで、市長各名であらゆる事務処理上の手続を取つておりましたが、今度この公営企業法の施行に伴ひまして、すべて管理者名ですべての手続を取りばつ規則規定のみを市長権限でやるようになっております。以上概略申し上げまして、もし御質問がございましたらよろしく願ひします。

議長～本案に対する質疑を許します。

議長～暫く休憩いたします。（午前4時40分）

議長～再開いたします。（午後4時<sup>50</sup>分）

本案につきましては、質疑の段階で、一応経統審議としてたいと思ひますが、御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議長～御異議ありませんので、経統審議といたします。

議長～暫く休憩いたします。（午後4時41分）

議長～再開いたします。（午後4時59分）

本日の日程が全部終了しておりますので、これもちまして、本日の会議を閉じることいたします。

尚、明日は午前10時から再開いたします。御苦勞様でありました。

散 会 (午後4時59分)